

独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第36号

制 定	平成16年	4月 1日
一部改正	平成17年	2月 23日
一部改正	平成18年	2月 28日
一部改正	平成19年	3月 30日
一部改正	平成20年	2月 26日
一部改正	平成22年	3月 31日
一部改正	平成27年	3月 27日
一部改正	平成29年	3月 31日
一部改正	令和 2年	1月 14日
一部改正	令和 2年	10月 20日
一部改正	令和 4年	3月 11日
一部改正	令和 4年	8月 10日
一部改正	令和 5年	3月 28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（以下「会計規則」という。）第1条の規定に基づき、会計規則を実施するために必要な事項の取扱規則を定め、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規則第3条第2項に規定する「その原因となる事実の発生した日を決定することが困難な場合」は、それぞれ次の日を基準にする。

- 一 電信電話料、電気料、ガス料及び水道料は、請求書を受領した日
- 二 収入のうち納期の一定している収入は、その納期の末日
- 三 請求書を発行するものは、請求書を発行した日
- 四 前各号に該当しないもので、3月末日をもつて債権、債務の確定が困難なものは、支払いをした日又は収納した日

(事務の引継ぎ)

第3条 会計機関の事務を担当する者が交替するときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者は、異動の前日をもつて帳簿を締切り、引継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、数量、引継日その他必要な事項を記載した引継書を作成し、後任者とともに署名し、当該引継書を帳簿等に添えて後任者に引継ぐものと

する。

ただし、前任者が事故により事務の引継ぎができないときは、後任者のみで事務の引継ぎを行うものとする。

3 出納命令役及び資金前渡役（以下「出納命令役等」という。）は、前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金残高調書、預金残高調書及び有価証券残高調書並びに取引金融機関等（郵便局を含む。以下同じ。）の預金残高証明書及び銀行又は証券会社の有価証券残高証明書（海外の銀行を利用する場合は相当する書類）を引継書に添付し、現金出納簿、預金出納簿及び有価証券台帳と照合及び確認して、それぞれの末尾余白に引継年月日を記入し、署名しなければならない。

（勘定科目）

第4条 会計規則第7条の規定による勘定科目は、別表第1のとおりとする。

（損益計算書の表示区分）

第5条 損益勘定は、経常損益及び臨時損益とする。

2 前項に規定する経常損益は、各業務費、一般管理費、収益ごとに区分し、区分ごとに当該損益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各区分において、一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用、収益をそれぞれ一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

（会計機関）

第6条 会計規則第8条第6項による会計機関及び代理、及び同規則第10条第4項による出納員並びに同規則第11条による補助者の職位及び事務の範囲は、別表第2のとおりとする。

2 会計機関は、前項で指定された事務の一部について、事務の範囲を指定し、その職位にある者に当該事務を委任させることができる。
3 前項の事務の範囲については、別に定める。
4 会計機関は、第1項で指定された収納事務の一部について、機構以外の者に委託することができるものとする。

第2章 伝票及び帳簿等

（伝票の作成）

第7条 会計規則第15条の規定により伝票を作成する場合は、関係書類に基づき、作成年月日、勘定科目、取引先、金額、取引内容その他必要な事項をそれぞれ明記し、当該取引に関する証拠書類を添付するものとする。

2 前項の証拠書類は、契約書、請求書、決議書その他取引の事実を証明する書類とする。

（帳簿等）

第8条 会計規則第16条の規定による帳簿及び伝票並びに第13条の規定による補助簿等は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、その様式については、電子媒体によるものを含み、別に定めるものとする。

- 一 総勘定元帳
 - 二 合計残高試算表
 - 三 支出契約決議書
 - 四 振替伝票
 - 五 補助簿
 - ア 現金出納簿
 - イ 預金出納簿
 - ウ 資産台帳
 - エ 有価証券台帳
- 2 前項に掲げるもののほか、会計経理に必要な帳簿については、その都度作成する。

(帳簿等の保存期間)

第9条 会計規則第16条の規定による帳簿及び伝票並びに経理関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

一 財務諸表	永久保存
二 総勘定元帳	10年保存
三 補助簿及び伝票、契約関係書類	10年保存
四 その他の経理関係書類	10年保存

第3章 予算

(予算実施計画の作成)

第10条 理事長は、会計規則第17条第1項の規定に基づく予算実施計画を作成したときは、収支計画及び資金計画を併せて作成するものとする。

(予算実施計画額の登記)

第11条 出納命令役は、会計規則第18条による予算実施計画に基づく予算額の通知を受けたときは、帳簿に登記するものとする。

(予算の流用)

第12条 契約担当役は、予算実施計画に掲げる経費の金額を流用する必要があるときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予算流用承認申請書を作成し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の予算の流用を承認したときは、契約担当役及び出納命令役に通知するものとする。

(予算の繰越)

第13条 契約担当役は、予算実施計画に掲げる金額のうち、当該事業年度に支出の決定を終わらなかつたものを翌事業年度内に繰越して使用する必要があるときは、当該事業年度末までに、予算繰越申請書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の予算の繰越を承認したときは、予算繰越承認書により契約担当役及び出納命令役に通知するものとする。

(科目等の訂正)

第14条 実施済の予算科目、勘定科目に誤りがある場合には、振替伝票により訂正を行い、新たに正しい科目をもって伝票に決裁を受けるものとする。

第4章 出納取引

(前払い)

第15条 会計規則第28条第2項の規定により、次の各号に掲げる経費について、前払いをすることができる。

- 一 1件の請負代価が、300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び補償料に相当する額として必要な経費。
- 二 1件の請負代価が、200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において併和される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通費、支払運賃、修繕費及び補償料に相当する額として必要な経費。
- 三 前各号に掲げる経費のほか、業務運営上必要があると認められた経費

(仮払い)

第16条 会計規則第29条第2項の規定により、次の各号に掲げる経費について、仮払いをすることができる。

- 一 会計規則第29条第1項第2号に準ずる機関に対して支払う経費
- 二 交通通信の不便な地方で支払う経費
- 三 その他経費の性質上、契約の締結から現金の支払いに至るまでの一切の行為を一定の場所において、速やかにしなければならない場合の経費
- 四 前各号に掲げる経費のほか、業務運営上必要があると認められた経費

第5章 決算

(月次決算)

第17条 出納命令役は、会計規則第43条の規定による合計残高試算表を提出する場合は、予算執行状況集計表を添付しなければならない。

2 出納命令役は、月次決算にあたり、次の各号の事項を実行しなければならない。

一 預金残高、借入金残高について、通帳等の残高と預金出納帳等の残高との照合を行う。

二 固定資産について、資産管理システムと財務会計システムのデータの照合を行い、取得、売却、廃棄及び異動等の処理が適切になされていることの検証を行う。

三 運営費交付債務及び授業料債務については、収益化の基準により処理を行う。

四 債権・債務及び仮勘定の内容について検証を行う。

(年度末決算)

第18条 出納命令役は、毎事業年度末における資産、負債及び資本並びに収益及び費用について、次の各号に掲げるところにより年度末決算を行わなければならない。

一 預金残高及び借入金残高について、金融機関等から残高証明書を取り寄せ、残高を確かめ、預金出納帳等と照合する。差異があるときは、銀行等勘定調整表を作成し、必要に応じて修正する。

二 棚卸資産について、実地にその在庫を検証する。

三 償却を要すべき固定資産については、定額法を採用するものとし、毎事業年度において減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を考慮のうえ減価償却を行うものとする。

四 経過勘定項目について、必要に応じた計算を行い、振替伝票により決裁を受けるものとする。

五 運営費交付金債務及び授業料債務については、収益化の基準により処理を行う。

六 その他決算整理に関する修正処理について、振替伝票により決裁を受けるものとする。

(様式等)

第19条 会計規則第44条第3項に規定する書類（第六号による附属明細書を除く）は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、その様式については、電子媒体によるものを含み、別に定めるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 キャッシュ・フロー計算書

四 利益の処分又は損失の処理に関する書類

五 行政サービス実施コスト計算書

2 会計規則第44条第2項第六号による附属明細書は、それぞれ担当する会計機関で作成する。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 機構本部の出納命令役は、年度末決算の結果を取りまとめ、財務諸表及び決算

報告書を作成し、会計規則第44条に規定する年度末決算に必要な決算書類を作成し、翌事業年度5月末日までに理事長に提出しなければならない。

第6章 雜則

(端数処理)

第21条 債権又は債務の金額の端数計算は、原則として国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に規定する計算方法により処理するものとする。

2 物品及び不動産の価格算定上に生じた1円未満の端数は、1計算ごとに四捨五入して計算するものとする。

3 減価償却の計算上生じた1円未満の端数は、1計算ごとに四捨五入して計算するものとする。

附 則（平成16年4月1日 制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日 一部改正）

この規則は、平成17年2月23日から施行する。

附 則（平成18年2月28日 一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日 一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日 一部改正）

この規則は、平成20年2月26日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日 一部改正）

この規則は、平成27年3月27日から施行し、平成23年9月30日から適用する。なお、別表第1－1貸借対照表科目の勘定科目のうち「款〔負債の部〕」「固定負債」項「資産除去債務」及び「款〔負債の部〕」「固定負債」項「損益外利息費用累計額」は平成23年3月31日から、別表第1－1貸借対照表科目の勘定科目のうち「款〔純資産の部〕」「資本剰余金」の項「減資差益」については平成25年3月22日から適用する。

附 則（平成29年3月31日 一部改正）

この規則は、平成29年3月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（令和2年1月14日 一部改正）

この規則は、令和2年1月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

なお、別表第1－1貸借対照表科目の勘定科目のうち、款「負債の部」「流動資産」項「貸倒引当金」目「環境対策引当金」については平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月20日 一部改正）

この規則は、令和2年10月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

なお、別表1－1貸借対照表科目の勘定科目のうち、款「純資産の部」「資本剰余金」項「減資差益」及び款「純資産の部」「利益剰余金」項「国庫納付金」については平成24年4月1日から適用し、款「純資産の部」「資本剰余金」項「国庫納付差額」については平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月11日 一部改正）

この規則は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月10日 一部改正）

この規則は、令和4年8月10日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 一部改正）

この規則は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1-1 貸借対照表科目

勘定科目				備考
款	項	目	細分	解説
[資産の部]				
流動資産				
	現金及び預金			
		現金		窓口で回収された現金（小切手を含む）
		当座預金		銀行と当座取引契約に基づいて預ける預金で、小切手・手形の支払委託を主な目的とする預金
		普通預金		銀行と普通預金契約に基づいて預ける預金
		定期預金		一定期間、原則として払戻請求のできない期限付き預金のうち、期末日の翌日から起算して1年以内に満期日の到来する預金
		その他の預金		上記に属さない1年以内に満期の到来する預金、貯金
	有価証券			
		有価証券		1年内償還予定の（余裕金運用のために所有する）国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券
	受取手形			
		受取手形		通常の業務活動において発生した手形債権
	未収学生納付金収入			
		未収学生納付金収入(授業料)		授業料に係る未収債権
		未収学生納付金収入(入学金)		入学金に係る未収債権
	棚卸資産			
		未成研究支出金		研究未了の受託研究及び共同研究に係る物品購入代等
		未成事業支出金		事業未了の受託事業及び受託試験に係る物品購入代等
		貯蔵品		A重油、切手、回数券、プリペイドカード等の会計期末に存在する在庫
	未収入金			
		未収入金		未収学生納付金収入以外の収入に係る未収債権
	前渡金			
		前渡金		外部の取引者に対し支払った原材料、商品等の購入のための前渡代金等
	前払費用			
		前払費用		
		法定福利費		労働保険概算保険料等
		未経過賃借料		賃借料の支払額のうち未経過額（1年以内に費用となるもの及び期末日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの）
		未経過保険料		保険料の支払額のうちの未経過額（1年以内に費用となるもの及び期末日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの）
		未経過支払利息		利息の支払額のうちの未経過額（1年以内に費用となるもの及び期末日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの）
		その他の前払費用		上記以外の未経過費用（1年以内に費用となるもの及び期末日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの）
	未収収益			
		未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対してまだその対価の支払を受けていないもの
	短期貸付金			
		短期貸付金		回収期限が期末日の翌日から起算して1年以内の貸付金
	その他の流動資産			
		仮払金		
		仮払消費税		仮払い消費税を整理する
		旅費仮払		旅費の概算払い未精算のもの
		立替金		取引先に対して、一時的に生ずる金銭の立替（従来のいわゆる私金にあたる）
		その他流動資産		上記以外の流動資産

別表第2の1

機構本部に係るもの

会計機関等	事務を担当する職位	事務の範囲
契約担当役	事務局長	<p>予算実施計画に基づく収入及び支出の原因となる行為に関すること。</p> <p>予算の差し引きに関すること。</p> <p>予算配分に関すること。</p> <p>競争入札に関すること。</p> <p>契約に関すること。</p> <p>上記の事項について、機構全体に関すること。</p>
契約担当役代理	理事	契約担当役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納命令役	事務局長	<p>契約その他収入又は支出の調査決定に関すること。</p> <p>債務者に対する納入の請求に関すること。</p> <p>現金、預金、貯金及びその他有価証券の管理に関すること。</p> <p>出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の出納命令に関すること。</p> <p>帳簿その他証拠書類の保存に関すること。</p> <p>不良債権の処理に関すること。</p> <p>月次決算及び年度末決算に関すること。</p> <p>上記の事項について、機構全体に関すること。</p>
出納命令役代理	理事	出納命令役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納役	財務課長	<p>出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の出納に関すること。</p> <p>資産の保管に関すること。</p> <p>上記の事項について、機構全体に関すること。</p>
出納役代理	総務課長	出納役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納員	会計担当職員	出納役の職務のうち必要と認める事項
補助者	必要と認められる者	契約担当役及び出納命令役の事務の範囲において、必要と認める範囲について定める。

別表第2の2

各高等専門学校に係るもの

会計機関等	事務を担当する職位	事務の範囲
契約担当役	事務部長	<p>予算実施計画に基づく収入及び支出の原因となる行為に関すること。</p> <p>予算の差し引きに関すること。</p> <p>予算配分に関すること。</p> <p>競争入札に関すること。</p> <p>契約に関すること。</p>
契約担当役代理	校長	契約担当役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納命令役	事務部長	<p>契約その他収入又は支出の調査決定に関するこ</p> <p>と。</p> <p>債務者に対する納入の請求に関するこ</p> <p>と。</p> <p>現金、預金、貯金及びその他有価証券の管理に関するこ</p> <p>と。</p> <p>出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の出納命令に関するこ</p> <p>と。</p> <p>帳簿その他証拠書類の保存に関するこ</p> <p>と。</p> <p>不良債権の処理に関するこ</p> <p>と。</p> <p>月次決算及び年度末決算に関するこ</p> <p>と。</p>
出納命令役代理	校長	出納命令役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納役	会計担当課長	<p>出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の出納に関するこ</p> <p>と。</p> <p>資産の保管に関するこ</p> <p>と。</p>
出納役代理	他の課長	出納役が事故等により欠けた場合又は長期間その職務を行うことができない場合の事務を代理する。
出納員	担当係長又は係員	出納役の職務のうち必要と認める事項
補助者	必要と認められる者	契約担当役及び出納命令役の事務の範囲において、必要と認める範囲について定める。